

令和 7 年 1 月 10 日

練馬区区民部戸籍住民課

練馬区おくやみハンドブック官民協働発行事業に係る募集要領

1 目的

練馬区では、区民が死亡した後の手続き等に関する情報を分かりやすくまとめて案内し、遺族の負担を軽減させることを目的としておくやみハンドブックを発行している。本要領は、このおくやみハンドブックを無償で提供する事業者を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区おくやみハンドブック官民協働発行事業
- (2) 履行期間 協定締結日から令和 8 年 7 月 31 日
ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合
最高 3 年（更新 2 回）の更新を行うことがある。
- (3) 業務内容 別紙 1 「練馬区おくやみハンドブック官民協働発行事業に関する仕様書」による。
- (4) 業務経費 本業務の一切の経費は、事業者の負担とし、区は一切の費用を負担しない。

3 参加資格

つぎの条件を満たすこと。

他の自治体でこれに類似する無償提供業務実績があること。

4 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年1月10日（金）
質問受付期間	令和7年1月10日（金）～20日（月）
質問回答日	令和7年1月23日（木）
提案書類受付期限	令和7年2月10日（月）
結果通知	令和7年2月18日（火）

5-2 質問および回答

提案書等作成にあたっての質問がある場合は、質問書（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、下記受付期間中に担当部署へ電子メールで提出すること。

- (1) 質問受付期間 令和7年1月10日（金）から1月20日（月）
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 担当部署 練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係
【e-mail】 KOSEKIJYUMIN16@city.nerima.tokyo.jp
- (3) 回答方法 令和7年1月23日（木）に、質問した事業者名を伏せたうえでホームページにて公表する。

5-3 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 申込書（様式2）（1部）
 - イ 提案書 （8部）
様式は任意だが、A4サイズとし、別紙1「練馬区おくやみハンドブック官民協働発行事業に関する仕様書」、下記の「5-4 評価項目および評価基準」に沿ったものであること。
 - ウ 会社概要がわかる資料（1部）
 - エ おくやみハンドブックの見本（8部）
- (2) 提出方法 「(1) 提出書類」を練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係に直接持参または郵送
※郵便事故（遅延を含む）、書類不備の場合は原則受理しない。
- (3) 提出場所 練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎2階

エ 提出期限 令和7年2月10日(月) 17時必着

5-4 評価項目および評価基準

評価項目	評価基準
業務実績	・類似業務の実績
実施体制	・業務実施体制(平常時および緊急時)、トラブルへの対応 ・スケジュールの妥当性
提案内容	・業務目的の理解度 ・利用者が分かりやすい工夫 ・構成および内容 ・デザイン、レイアウト ・広告募集、選定 ・独自提案
区内事業者であるか	・区内に本店を有する

5-5 審査方法について

提出された書類に基づき、総合的に審査したうえ、評価点数が最も高い1事業者を選定する。審査結果については、令和7年2月18日(火)に応募したすべての事業者へ書面により通知する。

6 提供事業者との協議

提供事業者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定し、協定を締結する。

7 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙2)に準じて取扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているも

のを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (4) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問い合わせ先

練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係 丸山、石村

練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 2 階

電話 03-5984-1273

【e-mail】 KOSEKIYUMIN16@city.nerima.tokyo.jp